

2・3年生の保護者の皆様へ

令和6(2024)年6月14日
宇都宮北高等学校 事務室 (TEL:028-663-1311)

「高等学校等就学支援金」(令和6年7月～令和7年6月分)に関するご案内

1 就学支援金制度について

生徒の保護者等の所得に応じ、県立高校の授業料が無償になる国の制度です。

授業料無償となるためには、必ず申請が必要です。申請がない場合、授業料をお支払いいただくことになります。

◆所得判定基準(以下の計算式により、認定・不認定を判断します。)

算定に必要な課税情報は、原則としてマイナンバーを利用して取得します。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額(※)

＝30万4,200円未満…認定(授業料が無償となります。)

＝30万4,200円以上…不認定(授業料をお支払いいただきます。)

※ 年収目安910万円未満の世帯が該当します。原則として、所得判定基準額は親権者の合算額です。

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除額」に3/4を乗じて計算します。

※ 早生まれ(平成20年1月2日から4月1日生まれ)の生徒については、以下により算定。

「(市町村民税の課税標準額－33万円)×6%－市町村民税の調整控除額」

2 必要な手続きについて

該当の書類を所定の封筒に入れて、必ず全員が、6月28日(金)までに提出してください。

【提出書類】

- ① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書兼収入状況届出書(全員提出)
- ② マイナンバー提出台紙(申請しない方・すでに提出済みの方・生活保護世帯の方は不要)
- ③ 【下記3の税照会情報の不開示を希望する場合のみ】情報不開示希望申出書
- ④ 【生活保護世帯の方のみ】生活保護受給証明書(令和6年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの、コピー可)

(注意事項)

※ 市町村民税が未申告の場合は、マイナンバーを利用して課税額の確認ができないため、税の申告後に改めて住民税決定証明書等の提出をお願いする場合があります。税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行ってください。

※ ①の書類の裏面には、親権者等のうち1名が、海外単身赴任等により国内に不在の場合も、氏名等の記入が必要です。

※ 申請しない場合であっても①の書類を提出する必要があります(②、③、④は提出不要)。

3 税照会情報の不開示を希望する場合

提出されたマイナンバーで課税情報を照会するにあたって、DVや虐待等の被害により避難されている方は、希望する場合、所在地につながる情報を秘匿するため、マイナポータルで閲覧できる照会関連情報を不開示とすることができます。

情報の不開示を希望する方は、別添「情報不開示希望申出書」を事務室までご提出願います。

4 審査の結果について

審査結果については、10月下旬頃から通知でお知らせいたします。

5 家計急変世帯に対する授業料支援について

令和5年度から就学支援金に新たに「家計急変支援制度」が追加されました。

通常の就学支援金の対象にならない場合であっても、会社が倒産したなどで家計が急変した場合は、新制度の対象となる場合があります。別添リーフレット裏面「家計急変支援制度について」をご覧ください、学校事務室までお問い合わせください。

◆就学支援金Q&A

質問	回答
Q. 今回の申請は、いつ時点の税額で審査されるのですか？	A. 今回の申請・届出では、令和6年7月～令和7年6月分の就学支援金を、令和6年度の税額（令和5年1月1日～令和5年12月31日の収入に対する税額）で審査します。 毎年6～7月頃、御家庭の課税情報が更新されるので、その都度、受給資格の審査を行います。 なお、マイナンバーを利用して認定されると、マイナンバーを利用して課税情報を確認するため、保護者等の状況に変更がない限り、原則、今後の申請手続きが不要となります。
Q. 就学支援金をもらえないと判断されたら、ずっと支給されないのですか？	A. 税額が基準を超過したことにより、支給対象外となった場合でも、次年度の税額では支給対象となる場合がありますので、次の申請時に、必ず申請を行ってください。
Q. 市町村民税の課税標準額、調整控除額はどのような書類で確認できますか？	A. 市町村民税の課税標準額、調整控除額については 住民税決定証明書等で確認できます。市町村の住民税の窓口で、市町村民税の課税標準額、調整控除額が確認できる証明書を取得したいとお伝えください。（市町村によっては、住民税決定証明書と税証明の補足様式によって、課税標準額、調整控除額が証明されます。） また、マイナンバーカードを使用してマイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）で確認することもできます。 なお、やむを得ない理由により、マイナンバーを提出できない場合は、(1)または(2)の書類で申請・届出することも可能です。 ただし、マイナンバーを利用しない場合、毎年6～7月に申請・届出書及び該当年度の住民税決定証明書等の提出が必要になります。 (1) 「令和6年度住民税決定証明書」（市町村の住民税の窓口で発行されます。市町村により名称が異なります。） (2) 「令和6年度市町村民税・県民税納税通知書」（5月から6月頃に市町村から配付されます。） ※ 課税退職所得が正確に把握できないため、令和3年7月支給分より「特別徴収税額通知書」では申請できない取扱となっております。
Q. 離婚や養子縁組により、保護者が変更になりましたが、なにか手続きは必要ですか？	A. 保護者が変更となった場合、就学支援金の認定状況に関わらず、就学支援金の申請・届出が必要となる場合がありますので、速やかに学校事務室まで御連絡ください。
Q. 税の更正がありました、なにか手続きは必要ですか？	A. 税の更正があった場合、就学支援金の認定状況に関わらず、就学支援金の申請・届出が必要となる場合がありますので、速やかに学校事務室まで御連絡ください。